

島根県報

号外第一〇七号
平成十四年十月二十五日
(金曜日)

規 則

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則 (企業振興課)

目 次

公布された条例等のあらまし

◆島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則(規則第九十九号)

- 一 規則の概要
設備機器使用料及び依頼試験手数料について改正することとした。(別表関係)
- 二 施行期日
平成十四年十一月一日から施行することとした。

規 則

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年十月二十五日

島根県規則第九十九号

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県知事 澄 田 信 義

島根県産業技術センター条例施行規則(平成十三年島根県規則第八十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一の一の表中

流動層乾燥造粒器	一時間につき	一四〇円
カラーレーザー顕微鏡	一時間につき	五一〇円
顕微ラマン分光光度計	一時間につき	一、一六〇円
熱分析装置	一時間につき	一、〇九〇円
遠赤外・赤外分光光度計	一時間につき	一、二八〇円
V型混合機	一時間につき	五〇円
電磁式実験用ふるい振とう機	一時間につき	五〇円
実体顕微鏡及び撮影装置	一時間につき	六〇円
冷間静水等方圧プレス機	一時間につき	一五〇円
エネルギー分散型蛍光エックス線分析装置	一時間につき	四一〇円
耐圧試験機	一時間につき	一五〇円
球形整粒機	一時間につき	一二〇円
乳鉢方式による粉碎機	一時間につき	六〇円
高温電気炉	一時間につき	四〇〇円
造粒装置	一時間につき	一一〇円
強度(圧縮・曲げ)試験器	一時間につき	八〇円
雰囲気式高速昇温電気炉	一時間につき	二八〇円
工業用微粉砕機	一時間につき	九〇円
ダブルロールクラッシャー	一時間につき	六〇円
粉体物性測定器	一時間につき	八〇円
熱伝導率測定装置	一時間につき	六七〇円

に、

を

高周波ホットプレス
一時間につき 一、〇六〇円

高周波ホットプレス
一時間につき 一、〇六〇円

カラーアナライザー
一時間につき 七四〇円

色差計
一時間につき 六二〇円

コンターマシン
一時間につき 二、四八〇円

ウェザーメーター
一時間につき 九六〇円

熱衝撃試験機
一時間につき 六三〇円

接触角計
一時間につき 四八〇円

人工気象装置 (赤外線照射装置を利用しない場合)
一時間につき 二、三九〇円

人工気象装置 (赤外線照射装置を利用する場合)
一時間につき 二、五九〇円

パネルソー
一時間につき 一七〇円

UV硬化装置
一時間につき 一七〇円

走査電子顕微鏡元素分析システム
一時間につき 一、〇九〇円

走査電子顕微鏡元素分析システム
一時間につき 一、〇九〇円

水蒸気蒸留—電動滴定装置
一時間につき 五八〇円

全有機炭素計
一時間につき 一、三四〇円

原子吸光度計
一時間につき 一、六九〇円

ガスクロマトグラフ分析システム
一時間につき 二、〇一〇円

PONA分析計
一時間につき 一、六五〇円

CHN同時分析装置
一時間につき 一、八二〇円

ケルダール窒素分析装置
一時間につき 六一〇円

遊星ボールミル
一時間につき 一一〇円

石油類試験器
一時間につき 一三〇円

を

に、

を

に、

回転式水熱合成装置
一時間につき 一三〇円

インキュベーター
一時間につき 五〇円

遠心分離機
一時間につき 六〇円

試料粉碎装置
一時間につき 一〇〇円

マッフル炉
一時間につき 五〇円

電動フレンチプレス
一時間につき 一二〇円

電動フレンチプレス
一時間につき 一二〇円

原子吸光度計
一時間につき 三三〇円

ガスクロマトグラフ
一時間につき 一一〇円

ビタミン分析装置
一時間につき 三三〇円

圧力殺菌釜・蒸煮装置
一時間につき 二、五〇〇円

高温高圧調理殺菌装置
一時間につき 三、五七〇円

電子スピニング装置
一時間につき 五五〇円

分取用クロマトグラフィシステム
一時間につき 三五〇円

マスコロイダー
一時間につき 四五〇円

食物繊維・粗繊維抽出装置
一時間につき 一四〇円

真空凍結乾燥機
一時間につき 一九〇円

クリープメータ
一時間につき 一九〇円

ビデオマイクロスコープ
一時間につき 九〇円

を

に、

を

を

プラズマCVD装置
一時間につき 三、四九〇円

プラズマCVD装置
一時間につき 三、四九〇円

埋めこみ機
一時間につき 一七〇円

研磨機
一時間につき 五一〇円

TIG溶接機
一時間につき 三一〇円

め、別表第一の二の表中

電気炉 (十六キロワット)	一時間につき	三八〇円
耐火度測定機	一時間につき	八三〇円
耐火度測定器	一時間につき	一、九〇〇円
製品評価システム	一時間につき	一〇〇円
眼球運動計測装置	一時間につき	三九〇円
マルチテレメータシステム	一時間につき	一九〇円
三次元曲面形状測定装置	一時間につき	二一〇円
製品評価システム	一時間につき	一〇〇円
電子天秤	一時間につき	五〇円
D Oメータ	一時間につき	五〇円
導電率計	一時間につき	五〇円
遠心分離機	一時間につき	五〇円
乾燥機	一時間につき	五〇円
超音波洗浄機	一時間につき	五〇円
液体クーラー	一時間につき	五〇円
高速度カメラ	一時間につき	一一〇円
流量計	一時間につき	五〇円
高温摩擦摩耗試験機	一時間につき	八七〇円
油圧サーボ式材料強度試験機	一時間につき	一八〇円
測定システム	一時間につき	一八〇円
CNC画像測定システム	一時間につき	四二〇円

を、に、を、に改、を、に、

める。

別表第二中

2 金属分析	電気炉 (十六キロワット)	一時間につき	三八〇円
	色彩色差計	一時間につき	五〇円
	真空土練機	一時間につき	一三〇円
	粒度分析装置	一時間につき	四一〇円
2 金属分析	一 非鉄金属 銅、すず、鉛、亜鉛、 鉄、マンガ、りん、け い素、ニッケル、クロム、 ビスマス、カドミウム、 チタン、マグネシウム、 アルミニウム、砒素、ア ンチモン、モリブデン又 はコバルト	一試料一項目につき	一、四一〇円
	二 鉄鋼 炭素、けい素、マンガ ン、りん、硫黄、ニッケ ル、クロム、モリブデン、 銅、タングステン、コバ ルト、バナジウム、チタ ン、アルミニウム、すず、 鉛、マグネシウム、砒素、 カルシウム又はアンチモ	一試料一項目につき	一、五一〇円
2 金属分析	一試料一元素につき	一、五一〇円	

に、を、に改

6 分析電子顕微鏡 による元素分析	一 定性分析	一 試料一視野につき 八、七三〇円
	二 エックス線分析	一 視野増すごとに 一、六七〇円加算 一 試料一視野につき 九、一〇〇円
	三 線分析	一 視野増すごとに 二、〇四〇円加算 一 試料一視野につき 九、四六〇円
	四 マッピング分析	一 視野増すごとに 一〇、三〇〇円 一 試料一視野につき 三、三〇〇円加算

6 分析電子顕微鏡 による元素分析	一 定性分析	一 試料一視野につき 一〇、六二〇円 一 視野増すごとに 二、九〇〇円加算
	二 エックス線分析	一 試料につき 三、九五〇円
	三 マッピング分析	一 試料につき 四、九七〇円 一 試料につき 七、六二〇円
8 蛍光エックス線 による定性分析	一 試料につき	一 試料につき 一〇、六七〇円
	一 試料につき	一 試料につき 一三、一八〇円
7 電子プローブマ イクロアナライザ による分析	一 定性分析	一 試料につき 三、九五〇円
	二 エックス線分析	一 試料につき 四、九七〇円
	三 マッピング分析	一 試料につき 七、六二〇円
9 ガスクロマトグ ラフ質量分析装置 による定性分析	一 試料につき	一 試料につき 一三、一八〇円
	一 試料につき	一 試料につき 一三、一八〇円

に、

を

4 塗膜試験	一 鏡面光沢度試験	一 試料につき
	二 付着力試験、耐水性試験、耐熱性試験又は耐汚染性試験	一 試料一試験につき 二、一二〇円
	三 耐酸性試験又は耐アルカリ性試験	一 試料一試験につき 四、六〇〇円
	四 促進耐候性試験	一 試料十時間までごとに 七、〇二〇円

を

24 定 遠赤外放射率測 定	一 試料につき	一 試料につき 一一、一九〇円
	23 ガス吸着、脱着 又は分解試験	一 試料一項目につき 一三、〇〇〇円
	22 C H N分析	一 試料につき 七、三三〇円
21 食物繊維分析	一 試料につき	一 試料につき 二、三、九〇〇円

に、

21 食物繊維分析	一 試料につき	一 試料につき 二、三、九〇〇円
--------------	---------	---------------------

を

7 蛍光エックス線 による定性分析	一 試料につき	一 試料につき 一〇、六七〇円
	8 ガスクロマトグ ラフ質量分析装置 による定性分析	一 試料につき 一三、一八〇円
9 ラマン分光分析	一 試料につき	一 試料につき 五、五四〇円

<p>1 機械器具等精密測定</p>	<p>7 熱貫流試験</p>	<p>6 家具の繰り返し荷重試験(五〇〇〇回につき)</p>	<p>5 面内せん断試験</p>	<p>4 塗膜試験</p>	<p>5 面内せん断試験</p>
<p>一 表面粗さ測定又は形状測定 二 真円度測定、真直度測定又は同心度測定 三 三次元座標測定</p>				<p>一 反射・透過光分布の測定 二 付着力試験、耐水性試験、耐熱性試験又は耐汚染性試験 三 耐酸性試験又は耐アルカリ性試験 四 促進耐候性試験 五 色の測定</p>	
<p>一 試料一測定につき 一、六九〇円 一 試料一測定につき 一、七二〇円 一 試料一測定一時間までごとに 五、四八〇円</p>	<p>一 試料につき 一〇六、一九〇円</p>	<p>一 試料につき 四、七一〇円</p>	<p>一 試料一試験につき 五五、〇二〇円</p>	<p>一 試料につき 三、九四〇円 一 試料一試験につき 二、二二〇円 一 試料一試験につき 四、六〇〇円 一 試料十時間までごとに 一、三八〇円 一 試料につき 三、八二〇円</p>	<p>一 試料一試験につき 五五、〇二〇円</p>

を

に、

<p>5 シルクスクリーン製版</p>	<p>3 材料試験</p>	<p>3 材料試験</p>	<p>1 機械器具等精密測定</p>
	<p>一 硬度試験又は衝撃試験 二 引張試験、抗折試験、圧縮試験又は曲げ試験 三 硬さ分布試験 四 高温摩擦摩耗試験</p>	<p>一 硬度試験又は衝撃試験 二 引張試験、抗折試験、圧縮試験又は曲げ試験 三 硬さ分布試験</p>	<p>一 表面粗さ測定又は形状測定 二 真円度測定、真直度測定又は同心度測定 三 三次元座標測定 四 画像システムによる形状計測</p>
<p>一 試料につき 五、〇一〇円</p>	<p>一 試料一試験につき 一、五四〇円 一 試料一試験につき 一、八五〇円 一 試料十点まで 三、〇八〇円 十点増すごとに 一、六二〇円加算 一 試料一時間までごとに 四、〇七〇円</p>	<p>一 試料一試験につき 一、五四〇円 一 試料一試験につき 一、八五〇円 一 試料十点まで 三、〇八〇円 十点増すごとに 一、六二〇円加算</p>	<p>一 試料一測定につき 一、六九〇円 一 試料一測定につき 一、七二〇円 一 試料一測定一時間までごとに 五、四八〇円 一 試料一時間までごとに 三、六二〇円</p>

を

に、

を

に、

毎週火・金曜日発行

5 シルクスクリーン製版	一試料につき 五、〇一〇円
6 カラーレーザー顕微鏡による試験	一試料につき 三、八二〇円
7 陶磁器食器の重金属溶出試験	一試料一項目につき 六、六九〇円

に、

5 光造形システムによる造形	一件一時間につき（前処理） 三、〇四〇円 一件最初の一時間まで（造形） 八八〇円 一時間増すごとに 七九〇円加算 一件につき（後処理） 三、八八〇円
----------------	---

を

5 光造形システムによる造形	一件一時間につき（前処理） 三、〇四〇円 一件最初の一時間まで（造形） 八八〇円 一時間増すごとに 七二〇円加算 一件につき（後処理） 三、八八〇円
----------------	---

に改

- この規則は、平成十四年十一月一日から施行する。（経過措置）
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県産業技術センター条例施行規則第八条の規定により分析、試験、鑑定、調査等を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。

める。

附 則

（施行期日）

平成十四年十月二十五日印刷
平成十四年十月二十五日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町松島根県庁
松江市学園南松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円（送料共）